

療養援護金制度が終了

保健医療課医療係

☎0824-73-1155



広島県療養援護事業補助金制度の廃止に伴い、療養援護金の支給を3月末で終了します。

療養援護金は、これまで乳幼児や重度心身障害者、ひとり親家庭医療費受給者が15日以上継続入院し、食事代などの一部負担金を支払われた場合に、申請により1カ月当り3千円を支給していました。

未請求の療養援護金がある場合は、入院期間と支払明細の確認できる書類（領収書など）、印鑑、受給者証、通帳を持参の上、3月31日までに保健医療課医療係または各支所市民生活室で申請してください。

なお、領収書の発行が4月以降になり、3月中の申請が困難な場合は、お早めにお問い合わせください。

安心・安全な
毎日のために

庄原消防署 ☎0824-72-9911
東城消防署 ☎08477-2-4005

春の全国
火災予防運動

3月1日～7日までの一週間、全国一斉に『春の全国火災予防運動』が展開されます。

この時期は空気が乾燥し、わずかな火種が火災につながります。火気を使用する際には、決してその場を離れないようにしましょう。離れる場合は完全に火が消えていることを確認してください。

また、次のことを点検し、火災の未然防止に努めましょう。

●もしもの時の消火器具を備える

一般住宅には消火器具の設置義務はありませんが、消火器具を備えて安全・安心な住宅にしましょう。

※消火器、住宅用火災警報器の悪質な訪問販売に注意してください。

●暖房器具に燃えやすいものを近づけない
雑誌類、洗濯物に注意しましょう。

●電気器具は正しく使い、たこ足配線はしない
たこ足配線は過熱により火災になる危険があります。

●天ぷらを揚げる時はその場を離れない
その場を離れる時は必ず火を消しましょう。

●家の周りに燃えやすいものを置かない
放火犯に狙われないためにも家の周りは片付けておきましょう。

林野火災防止

『春の全国火災予防運動』と併せて『全国山火事予防運動』が実施されます。

山火事は、いったん発生するとその消火は容易でなく、一瞬にして貴重な森林を焼失し、その回復には長い年月と多くの労力を要することとなります。

野焼き・あぜ焼きをする時は次のことを守ってください。

●野焼き・あぜ焼きを行うときは消火用具を準備し、その場を離れない

●火の後始末は確実に行う

●強風時や乾燥時には行わない

